

業者指定理由書

			番 号	1
契約年度	2026	契約年月日	20260401	
契約番号	1160			
契約分類	工事	契約区分	総価契約	
契約方法	随意契約 2 号該当			
件 名	(仮称) 彫刻アトリエ館長屋門精密劣化診断調査業務委託			
契約金額	¥1,386,000－			
担当課	産業経済文化部 文化施策推進課			
契約相手先	(株) 建文			
契約相手先 所在地	東京都中野区中央一丁目 2 2 番 1 3 号			
業 者 指 定 の 理 由	本件では、「(仮称) アトリエ彫刻館長屋門」について、令和 7 年度第 1489-0 号「(仮称) アトリエ彫刻館長屋門学術調査・建物実測調査及び劣化診断等調査委託」(以下、「前年度調査」という。)の結果を踏まえ、劣化状況をより詳細に把握するため、精密劣化診断調査(建物の部分解体を伴う劣化診断調査)を実施するものである なお、当該建物は前年度調査により、文化財保護法第 57 条に規定される有形文化財としての登録が見込まれる文化財的価値を有していることが確認されている。精密劣化診断調査を確実に実施し、かつ文化財的価値を損なわないためには、前年度調査を受託し建物の細部を熟知している上記業者の関与が不可欠である。そのため、上記業者を指定いたしたい。			

業者指定理由書

			番 号	2
契約年度	2026	契約年月日	20260401	
契約番号	1161			
契約分類	工事	契約区分	総価契約	
契約方法	随意契約 2 号該当			
件 名	(仮称) 彫刻アトリエ館長屋門耐震調査業務委託			
契約金額	¥3,746,600－			
担当課	産業経済文化部 文化施策推進課			
契約相手先	(株) 建文			
契約相手先 所在地	東京都中野区中央一丁目 2 2 番 1 3 号			
業 者 指 定 の 理 由	本件においては、「(仮称) アトリエ彫刻館長屋門」について、令和 7 年度第 1489-0 号「(仮称) アトリエ彫刻館長屋門学術調査・建物実測調査及び劣化診断等調査委託」（以下、「前年度調査」という。）の結果を踏まえ、建物の耐震性能を調査し、補強方針を検討するものである。 なお、当該建物については、前年度調査により、文化財保護法第 57 条に規定される有形文化財としての登録が見込まれる文化財的価値を有していることが確認されている。補強方針の検討においては、文化財的価値を損なわない工法を確実に反映するため、前年度調査を受託し、建物の細部を熟知している上記業者の関与が不可欠である。そのため、上記業者を指定いたしたい。			

業者指定理由書

			番 号	3
契約年度	2026	契約年月日	20260507	
契約番号	1251			
契約分類	工事	契約区分	総価契約	
契約方法	随意契約 2 号該当			
件 名	令和 8 年度 工事監理業務委託（区画街路 3 号線下水道整備工事）			
契約金額	¥5,390,000－			
担当課	土木部 土木政策課			
契約相手先	（株）高島テクノロジーセンター東京支店			
契約相手先 所在地	東京都港区港南二丁目 1 6 番 4 号品川グランドセントラルタワー 7 階			
業 者 指 定 の 理 由	本件は、下水道局を含む関係機関との協議資料の作成、および調整会議の開催などの工事監理を行うものである。 上記業務の履行にあたっては、原設計を基に工事計画などの調整を行うため、原設計の設計条件や設計過程を含めた詳細を十分に理解・把握したうえで、これまでの下水道局を含む関係機関との協議経過や施工場所の状況、条件を踏まえて実施することが必要である。 「道路予備修正設計及び電線共同溝予備設計委託（区画街路 3 号線）」（令和 2 年度）、「電線共同溝予備補足設計委託（区画街路 3 号線）」（令和 3 年度）、「道路詳細設計委託（区画街路 3 号線）」（令和 4 年度）、「電線共同溝・下水道詳細設計委託（区画街路 3 号線）」（令和 5 年度）、工事監理業務委託（令和 6～7 年度）は上記業者が受注しているため、的確かつ円滑に履行するには上記業者の関与が不可欠である。よって、上記業者を指定いたしたい。			

業者指定理由書

			番 号	4
契約年度	2026	契約年月日	20260622	
契約番号	1480			
契約分類	工事	契約区分	総価契約	
契約方法	随意契約 2 号該当			
件 名	特殊地下壕調査委託（赤羽西二丁目 2 5 番 4 号）			
契約金額	¥13,112,000－			
担当課	土木部 土木政策課			
契約相手先	川崎地質（株）関東支社			
契約相手先 所在地	東京都港区三田二丁目 1 1 番 1 5 号			
業 者 指 定 の 理 由	本件は、住宅建築工事に向けた調査中に発見された特殊地下壕等と推定される空洞の調査を委託するものである。発見された空洞は約 2 m の高さで敷地内を横断している。空洞の規模の詳細、危険性及び今後の埋戻し工事の方法等を緊急に調査し地盤沈下や陥没を未然に防ぐために行うものである。 上記業者は、地盤面以下の空洞調査に秀でており、当区において、過去に多くの特殊地下壕の調査業務の実績を有しており、チャープ式レーダ探査など他社では出来ない現場状況に応じた調査をどこよりも速やかに実施することが可能である。当該箇所においてはこの先、地盤沈下や道路陥没等が生じる可能性が考えられ、信頼度の高い調査を緊急に実施することが必要である。 よって、上記業者を指定いたしたい。			